

東海高校バドミントン部 OB 会規約

(名称)

本会は東海高校バドミントン部 OB 会(通称東海クラブ)と称する。

(目的)

本会は会員相互の親睦を図ると共に東海高校バドミントン部の強化及び援助を目的とする。

(会員)

本会は東海高校バドミントン部にかつて在籍し、本会の目的に賛同する者をもって会員とする。
会員は会の目的遂行の為に協力する。

(役員及び任務)

本会は下記の役員をおく。

会長 1 名。副会長 1 名。幹事長 1 名。書記 1 名。会計 1 名。監査 2 名。幹事若干名。

会長は本会を代表し会務を統轄する。

副会長は会長を補佐し、会長に事故ある時は、その職務を代行する。

幹事長は責任をもって本会の運営を行う。

書記は幹事長を補佐し会の実務を担当する。

会計は本会の会計をあずかる。

監査は会計を監査する。

幹事は幹事長を補佐し本会の運営が円滑に行われる様にする。

(役員任期)

役員任期は 2 年とする。ただし、再選はさまたげない。

(総会)

総会は年 1 回、これを行う。

また会長が必要と認められた時及び会員の 3 分の 1 以上の要求がある場合に臨時総会を行う。

総会は本会の最高決議機関であり、役員を選出、議案の審議等を行う。

(幹事会)

幹事会は幹事長が統轄し、適時これを行う。

幹事会は幹事長、書記、会計、幹事及び幹事長が必要と認められた者をもって構成する。

幹事会は本会の運営に必要な事項を審議する。

(会計)

本会の会計年度は 12 月 1 日より、翌年 11 月 30 日を以って 1 年とする。

本会の会計は、年会費、寄付金、及びその他の収入をもってする。

年会費は総会にて、これを定める。

(退会、再入会)

退会は本人の申し出により、総会の承認を得て、これを行う。

3 年間の年会費未納の場合、総会の承認をもって退会とみなす。

再入会は本人の申し出により、総会の承認を得て、これを認む。

(規約の改正)

本会の規約の改正は総会において審議し、出席者の過半数をもって改廃する事が出来る。

(附則)

この規約は昭和 60 年 1 月 3 日より施行する。